

臨時的任用職員等について

大隅教育事務所

1 臨時的任用（期限付）職員（常勤）の種類について

臨時的任用職員は、当該学校の定数上欠員が生じた場合に補充する「欠員補充」と、正規の教職員が病気や出産・育児等で長期間にわたり学校を休む間に、その教職員の代わりに職務を行う「代替職員」との大きく2種類に分けられます。

(1) 代替職員の主な種類

産休代替、育休代替、休職代替、長研代替、病休代替等があります。ただし、中学校教諭の病休代替は、原則として非常勤講師（授業のみ）として任用します。

(2) 期限付任用された場合、職種によって次の表のような職名になります。

区 分	職 名				
	現職の職名	教 諭	養護教諭	栄養教諭	事務職員
欠 員 補 充		講 師	養護助教諭	栄養教諭・学校栄養職員	事務職員
代 替 職 員		講 師	養護助教諭	栄養教諭・学校栄養職員	事務職員

2 給料・諸手当等について

(1) 給料

給料については、正規職員と同じ給料表が適用されます。教育職給料表（三）の1級が適用されます。

なお、給料の支給日は毎月21日（その日が日曜日、土曜日、休日に当たるときは、その日前の最も近い平常日）になります。（非常勤講師は除きます。）

また、給料は口座振込により受領できます。

（参考） 臨時的任用職員の給料等については、本人の学歴及び職歴等により、

- ・ 教員（講師、養護助教諭、栄養教諭）は、月額177,900円から229,900円（除 義務教育等教員特別手当及び教職調整額）の範囲内
- ・ 事務職員は、月額146,500円から189,200円の範囲内で支給。（令和2年度）
非 常 勤 講 師：1時間当たり2,820円～（令和2年度）

(2) 諸手当

ア 通勤手当、住居手当、扶養手当等

一定の要件を満たす場合に支給されます。

※ 月の途中で任用された場合は、その月の手当は支給されません。

イ 期末・勤勉手当

6月1日及び12月1日を基準日として在職期間等に応じて支給されるので、任用期間によってそれぞれ支給額が異なります。

※ 給料の詳細については、「鹿児島県学校職員の給与に関する条例」等を参照してください。

3 勤務等について

勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分です。

（具体的な始業・終業時刻は、各学校の校時表によります。）

※ その他、休暇を含む勤務等の詳細については、「鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の休暇の取扱いに関する規則」等を参照してください。

4 任用当初の諸手続について

(1) 諸手当の認定申請

- ア 手当の種類ごとに書類を作成して、提出期限内に校長に届け出てください。
届出が遅れると、その遅延期間の手当が支給されないことになります。
- イ 退職の翌日から10日以内に再度任用された場合で、前回任用時の扶養・通勤・住居の実情に全く変更がない場合は、申立書を提出すれば、新規の届出は必要ありません。

(2) 厚生年金・健康保険

共済組合の資格取得届出を採用された学校の事務担当者に提出してください。

※ 共済組合の加入については、基礎年金番号が必要です。

(3) その他

- ア 給与、旅費が口座振込になるため、鹿児島銀行普通預金口座等を開設してください。
- イ 学校において必要な手続等については、校長、教頭、事務職員に相談の上、間違いのないように留意してください。

5 退職時の諸手続について

(1) 厚生年金・健康保険

- ア 退職後は、「共済組合員証」を学校の事務担当者に速やかに返納してください。
- イ 国民年金等への切替手続、国民健康保険等への切替の手続きを行ってください。
- ウ 月の中途での退職の場合も、当月分の国民年金及び国民健康保険等については、個人で加入手続をする必要があります。

(2) 退職手当の請求手続

次の書類を校長に提出してください。

- ア 退職手当報告書2（様式第3号）
- イ 退職所得の受給に関する申告書（様式第4号）
- ウ 受領する金融機関の預金通帳の写し（A4版で提出）※給与振込口座以外の場合
（金融機関の名称、預金種別、預金者名義（フリガナ）、口座番号が判ること。）

※ ただし、次に該当する者については対象外のため請求できません。

- ア 任用期間が6月未満の者（ただし、延長の場合は通算後）
- イ 退職日の翌日付けで次の(ア)～(ウ)として採用される者
 - (ア) 新規採用者
 - (イ) 他の公務員に採用される者で退職手当の期間の通算が確実な者
 - (ウ) 臨時的任用職員に採用される者（延長を含みます。）

(3) 失業者の退職手当（民間における失業手当に相当）

失業者の退職手当は、求職の意思と労働の能力があり、公共職業安定所に求職の申込みをして職業のあつせんを必要とする者で、一定の要件を満たす場合（12月以上の勤務）に受給資格が発生しますので、直接本人が、**県教育庁教職員課給与係（099-286-5261）**に問い合わせてください。